

## 令和4年度 第2回山梨県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時：令和4年8月5日（金）午後3時06分～3時30分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 伊藤委員、今井委員、反田委員  
労働者代表 白倉委員  
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員  
事務局 岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

### 4 議 事

- (1) 資料説明
- (2) 山梨県最低賃金改正決定審議
- (3) その他

### 5 審議会内容

(賃金室長)

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、労働者側小林委員、佐々木委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

#### 【(1) 資料説明】

(反田部会長)

それでは本審に引き続きまして、第2回専門部会を開催いたします。  
まず、議題の(1)資料説明ですが、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

お手元に配付しております、専門部会の審議資料の1ページを御覧ください。

こちらは、日本銀行甲府支店が発表しております「山梨県金融経済概観」の7月分の資料となります。

県内の景気につきましては、「新型コロナウイルス感染症や資源価格上昇の影響などから一部に弱さも見られるが、基調としては持ち直している。」とされております。

個別の項目につきましては、後で御確認をお願いします。

次に資料の11ページを御覧ください。

こちらは、山梨中央銀行の調査月報の7月分となります。

県内景気の5月から6月の概況につきましては、12ページ中ほどから下に記載がございますが、「新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されるなかで緩やかに持ち直している。需要面においては、設備投資が回復傾向にあるほか、個人消費も持ち直している。生産面においては、機械工業が、全体としては好調に推移しているものの、原材料価格の上昇や供給制約の影響などにより一部に弱い動きもみられる。」とされています。

個別の項目につきましては、後ほど御確認をよろしくお願いいたします。

次に資料の27ページをご覧ください。

こちらは、甲府市消費者物価指数の資料となります。

概況について、31ページを御覧ください。

最低賃金審議で参考とされる「持家の帰属家賃を除く総合」の指標の記載はないのですが、「総合」で前年同月比1.2%、3か月連続プラス、生鮮食品を除く総合で、前年同月比0.8%、2か月連続プラス、生鮮食品及びエネルギーを除く総合で、前年同月比マイナス0.7%、15か月連続マイナスとなっております。

最後に40ページを御覧ください。表の中ほどに太文字で甲府市の行がありますが、その5列目が、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数となっております。2020年に対し、102.3の指数となっております。

その他の個別の項目につきましては、後ほど御確認をお願いいたします。以上でございます。

(反田部会長)

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

(長谷川委員)

直接じゃないのですが、第1回本審の資料に、持ち家帰属家賃を除く総合の1か月前のがあったのですが、前のページに前月比みたいなのがあって、そこには持ち家を除くというのはないんだけど、これ、なんか無理くり計算すれば出るんですかね。

そういうもんじゃないんですかね、これよくわかんないんだけど。

(賃金室長)

本省から聞いている話では、どういう項目を使っているかという、いくつかの項目を合わせると、近似値的なものは出るかもしれないけれど、全国で出ている持ち家の帰属家賃を除く総合とぴったり同じものは出ないというような状況です。

(長谷川委員)

なるほどね。

(一之瀬委員)

持ち家の帰属家賃というのは、イメージわかんないんですけど。

それが分かれば、おそらくそれを抜いたものということになると思うん

ですけれどもね。

もし、出るのであれば、出していただければありがたいです。

(賃金室長)

確認させていただきたいと思います。

(反田部会長)

そのほかにございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

## 【 ( 2 ) 山梨県最低賃金改正決定審議 】

(反田部会長)

それでは、議題(2)の「山梨県最低賃金改正決定審議」に入ります。

労側、使側双方から、事務局あてに事前に御提出いただきました資料の写しが審議資料の中にございますので、41ページからを御覧ください。

それでは最初に、労働者側の見解をお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

(白倉委員)

労働者側、きょう2人欠席していることをお詫びしたいと思います。

私から、労働者側の見解について述べさせていただきたいと思います。

41ページをご覧ください。

一つ目の取り巻く環境でございますが、一段落目、二段落目については、労働局でご説明があったものとほぼ同じなので省かせていただきます。

また書き以降でございます。

また、総務省労働力調査によれば、全国における非正規の職員・従業員数は2077万人。

前年同月に比べ5万人増加と推移しているものの、労働者全体の36.4%にまで達し、労働者数全体から見て約4割と高い水準を維持しています。

なおかつ正規の仕事を希望してもかなわない不本意非正規は全国の非正規全体の9.7%と高い状況にあります。

一つ目の取り巻く環境については、このような見解となっております。

二つ目、中央における議論の方向性でございます。

経済の好循環を実現させるためには、最低賃金を含めた賃金の引き上げは重要であり、賃金引き上げのための環境整備に全力を挙げてまいりました。

またコロナ禍・世界情勢の不安定・円安により経済・社会・雇用情勢は厳

しい状況が続いている。

人口、労働力ともに減少しつつあるわが国において、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件改善に直結する法定最低賃金は社会の不安定化に歯止めをかける観点からも、その重要性は増していると考え、進める事としています。

いずれにしても政府が進める持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立の実現に向けて、これを尊重した地方での議論が求められていくことを念頭に審議に臨んで行きたいと考えます。

三つ目、審議に臨む基本的見解でございます。

引き続き日本経済を安定、そして成長軌道に乗せていくためには、物価上昇を上回る賃金引上げが重要であり、可処分所得の拡大が最大の経済効果をもたらすものと考えます。

また、将来にわたって日本が健全な財政基盤を維持し、年金制度・医療制度を含めて安心して暮らせる社会を構築していくためには勤労世代の安定した給与所得と確実な納税が必要であり、低賃金の労働比率が増加すれば国の財政基盤を揺るがしかねません。

日本社会におけるパート労働者は、かつての家計補助としての側面から自らが主たる生計者として家計を支えながら、子育てや介護を行うといった状況に変化していることから、最低賃金の位置づけについても法的なセーフティネットとしての役割に留まらず、安心して働ける希望の持てる水準を目指すべきと考えます。

さらには、賃金の地域間格差が都心部への働き手流出の一因となってきた事や、コロナ禍により、大都市圏への労働力集中が経済一極集中や感染リスク増大という弊害を明らかにした事などから、アフターコロナを展望する上でも、慎重に議論を積み上げていくことを要請します。

以上の事から、労働側としては、早期の時給 1,000 円への道筋をつけるため、連合リビングウェイジにおいて、山梨で安心して暮らせる最低基準とされる時給 990 円への展望を視野に入れつつ、ランク別の格差およびBランク内で見えた山梨の低時給の位置づけを是正していくための大幅な最低賃金の引き上げを求めていきたいと思っています。

以上です。

(反田部会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、議論にわたらない範囲で御質問等がございましたらお願いします。

(使用者側委員)

(質問等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは次に、使用者側の基本的見解をお伺いしたいと思います。

使用者側、よろしく願いいたします。

(一之瀬委員)

それでは、使用者側の見解について述べます。

昨年度の山梨県最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会から示された全国一律 28 円引上の目安額における根拠が明確に説明されなかったことから、労使の論点がかみ合わない審議となり、最終的には公益判断により採決での結審という残念な結果になりました。

今年度の審議に臨みましては、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画におきましても「引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払い能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要」と示されており、使用者側委員としましては、最低賃金法に定められている最低賃金決定の基本原則に則り、中央最賃審から示される目安額の根拠を分析、評価したうえで、山梨県内の実体経済に即した審議に臨みたいと考えております。

また、最低賃金は、通常の賃金引上げ交渉とは異なり、企業の経営状況のいかんにかかわらず、全ての労働者にあまねく適用されるとともに、罰則規定を備えた法的拘束力を持つものです。

したがいまして、審議に臨みましては、経済状況や賃金引上げ状況などについてマクロ的な分析にとどまらず、最低賃金近辺の労働者を雇用している小規模事業者の経営実態に目を向け、そうした事業者の事業継続と雇用維持への影響を十分に勘案した審議を行いたいと考えております。

中小企業を取り巻く経営環境ですが、中小企業庁が 6 月 29 日に公表した「中小企業景況調査」によれば、2022 年 4 から 6 月期の全産業の業況判断 D I は、マイナス 14.4 と前期に比べ上昇傾向にあるものの、依然としてマイナス値を示しております。

製造業はマイナス 12.7、非製造業はマイナス 15.7 となっており、特に小規模事業者につきましては、マイナス 15.9 と回復の度合いが鈍い状況が続いています。

一方、5 月の県内中小企業の D I 値は、全体で売上高はプラス 20、対前年比プラス 10、収益状況はマイナス 26、対前年比マイナス 17、景況感はマイナス 6、対前年比プラス 16 となり、数値的には回復の傾向を示しました。

5 月は新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せる中、外出機会の増加で個人消費関連が回復したことが大きな要因だと思われます。

しかしながら、収益状況の D I 値につきましては、全体でマイナス 26、対前年比マイナス 17、製造業でマイナス 35、対前年比マイナス 15、非製造業はマイナス 20、対前年比マイナス 17 といずれも悪化傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢、円安等による原材料および資材の高騰が、今後の収益を圧迫する大きな懸念材料になっていることを示す結果になっています。

今年度の審議における使用者側の基本的考え方としましては、山梨県は、全国的に見ても中小事業所の占める割合が高く、従業員が 100 人未満の事業所の数は全体の約 92% を占め、約 44% の労働者の皆様が働いています。

2022 年の中小企業白書によれば、中小企業は、自己資本比率が 39.2% と低く財務構成の是正が必要にもかかわらず、労働分配率は 80% を超えている状況です。

さらに、小規模事業者に至っては労働分配率が 86.5% に上っており、事

業活動における付加価値のほとんどを人件費に充てているのが現状です。

一方で、大企業における労働分配率は57.6%にとどまっており、労働分配率に余裕がある大企業の賃金引上げトレンドをもって、全ての事業者一律に適用される最低賃金の引上げの根拠とすることは、中小事業者の経営実態を顧みない不合理なものであると考えます。

また、県内中小企業のD I値が示すとおり、中小企業の収益の先行きにつきましては、原材料等の高騰を背景に多くの企業が不安を抱いております。

業況等の聞き取りを行った金属加工業者からは、「重油や光熱費、原材料の高騰により年間約1億円のコスト増が予想されているが、製品への価格転嫁を納品先に納得いただけないため、コストを吸収するのに苦慮している」と下請の厳しい実態が聞かれております。

また、山梨労働局が実施した事前の意見聴取においても、使用者側からは仕入れ価格や原材料、光熱費の値上げが価格転嫁できない実情に加え、中小企業における最低賃金引上げによるコストアップに懸念が示されております。

加えて、労働者側からは、引上げに対して期待はするものの、コロナ禍の影響が残る中での急激な引き上げには慎重な意見が述べられており、参考にすべき結果であると考えております。

以上より、使用者側の基本的な考え方としましては、コロナ禍にあって事業の回復に企業間格差がある現状や公的資金の返済財源の確保など、未だ残る感染症の影響に加え、原材料費や光熱費の高騰など、経営を取り巻く厳しい環境を勘案し、昨年同様、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先とした審議に取り組みます。

また、これを確保するため、金額の決定にあたっては、最低賃金制度の法第9条にある、労働者の生計費及び賃金並びに通常の仕事の賃金支払能力、の3要素を尊重する中で、特に小規模事業者の「賃金支払能力」を重視した審議に臨みたいと考えております。

以上です。

(反田部会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、議論にわたらない範囲で御質問等はございますか。

(労働者側委員)

(質問等なし。)

(反田部会長)

労使双方から基本的な見解をお伺いしましたが、本日は、具体的な金額審議には入らずに、基本的な見解をお伺いすることにとどめることとしておりますので、審議はここまでといたします。

次回、8月9日の第3回の専門部会からは、公益委員によります各側への具体的な意見をうかがう金額審議に入りますので、よろしく申し上げます。

今後も、円滑な議事進行を図っていきたいと考えておりますので、御協力

をよろしく申し上げます。

【 ( 3 ) その他 】

( 反田部会長 )

それでは、最後、( 3 )「その他」となりますが、何かございますか。

( 各側委員 )

( 特になし。 )

( 反田部会長 )

それでは、事務局から申し上げます。

( 賃金室長 )

先ほど部会長からお話がありましたが、次回、8月9日の第3回の専門部会からは、金額審議にお入りいただくこととなります。

先般開催されました第1回の専門部会で決まりましたとおり、金額審議の際に、労側、使側双方から、まず御提示いただきます金額につきましては、事前に事務局に御連絡いただき、事務局から全部会委員の皆様事前に伝達させていただくことになっております。

8月9日は来週の火曜日となりますことから、当該金額につきましては、8月8日の午後3時まで、労側、使側双方から、私あてにメールにて御連絡をいただきますようお願いいたします。

御連絡をいただきましたら、私から全部会委員の皆様、午後5時頃までには、メールにより伝達させていただきますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

( 反田部会長 )

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かございますか。

( 各側委員 )

( 意見等なし。 )

( 反田部会長 )

では、以上をもちまして、第2回目の専門部会を終了したいと思います。

第3回目の専門部会は、8月9日午前9時30分から、労働局の1階会議室で行いますのでよろしく申し上げます。

最後に議事録の確認ですが、白倉委員と一之瀬委員に申し上げます。

本日はお疲れさまでした。